法規的告示

○金融庁告示第二号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第一項に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場を次のように指定する。

令和八年二月二十日

金融庁長官　伊藤　豊

株式会社東京証券取引所プライム市場

○金融庁告示第三号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第五項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年二月二十日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。

令和八年二月二十日

金融庁長官　伊藤　豊

別表

号数	表題
サステナビリティ開示ユニバーサル基準	サステナビリティ開示基準の適用
サステナビリティ開示テーマ別基準第１号	一般開示基準
サステナビリティ開示テーマ別基準第２号	気候関連開示基準

○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（以下「則」という。）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項に規定する通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　次に掲げる物に該当しないもの

イ　一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物

ロ　則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

ハ　則第五百九十四条の二に規定する皮膚等障害化学物質等

二　次のイからハまでに掲げる、国及び事業者が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法。次号において「日本産業規格Ｚ七二五二」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）に応じ、それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う同分類にあっては、令和七年三月三十一日までの国が行う同分類の結果に基づくものに限る。）

イ　生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性　有害性があるものと区分されたもの（当該化学物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（次号において「濃度限界」という。）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）

ロ　呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）　区分一

ハ　急性毒性　区分一、区分二又は区分三

三　化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格Ｚ七二五二に定める濃度限界未満である物（ただし、濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

○厚生労働省告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により、平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例を次のように定め、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下「保護の基準」という。）に基づき保護の基準別表第１第１章の基準生活費又は第３章の入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費が算定された者（以下「対象者」という。）の生活保護法第八条第一項に規定する需要は、保護の基準により算定された額及び次に掲げる額の合計額により測定するものとする。

一　平成二十五年八月から平成二十六年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費（保護の基準別表第１第１章の１の⑵のアにより算定された基準生活費（同章の１の⑴の地区別冬季加算額及び同章の１の⑵のアの期末一時扶助費を除く。）をいう。以下同じ。）、救護施設等基準生活費（同章の２の⑵のアにより算定された基準生活費をいう。以下同じ。）（同章の２の⑴のイの地区別冬季加算額及び同章の２の⑵のアの期末一時扶助費を除く。次号及び第三号において同じ。）、地区別冬季加算額、妊産婦加算（同表第２章の１の妊産婦加算をいう。以下同じ。）、障害者加算（同章の２の⑴の加算額をいう。以下同じ。）、介護施設入所者加算（同章の３の介護施設入所者加算をいう。以下同じ。）、在宅患者加算（同章の４の在宅患者加算をいう。以下同じ。）、放射線障害者加算（同章の５の放射線障害者加算をいう。以下同じ。）（平成二十五年十月から平成二十六年三月までの間において適用されていたものに限る。）、母子加算（同章の８の⑴の加算額をいう。以下同じ。）、入院患者日用品費（同表第１章の３又は同表第３章の１の入院患者日用品費をいう。以下同じ。）（同表第１章の３及び同表第３章の１の⑴の地区別冬季加算額を除く。次号及び第三号において同じ。）及び介護施設入所者基本生活費（同章の２の介護施設入所者基本生活費をいう。以下同じ。）（同章の２の⑴の地区別冬季加算額を除く。次号及び第三号において同じ。）のそれぞれの額に千分の八を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

二　平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費、救護施設等基準生活費、地区別冬季加算額、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費のそれぞれの額に千分の十六を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

三　平成二十七年四月から平成三十年九月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費、救護施設等基準生活費、地区別冬季加算額（保護の基準別表第１第１章の３の入院患者日用品費に係る地区別冬季加算額並びに同表第３章の１の⑴及び同章の２の⑴の地区別冬季加算額に限る。）、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額